商品概要説明書

金利アップ型定期積金

（平成２０年６月２日現在適用中）

１．商 品 名 （愛称）	・金利アップ型定期積金 （ドリーム）
２．販売対象	・法人及び個人
３．期　間	・３年以上７年以下
４．払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	 ・契約期間内で掛金を分割払込 ・１回あたり１，０００円以上　給付契約額１，０００，０００円以上 ・１円単位
５．支払方法	・満期日以後に一括して支払います。
６．給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税　　金	 ・０．５％を満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を１円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算。 ・個人のものは２０％（国税１５％，地方税５％）の分離課税，法人のものは総合課税となります。
７．手 数 料	―
８．付加できる特約事項	・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。 ・自動満期処理予約サービスの取扱いができます。
９．中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は，以下の中途解約利率（小数点第３位以下切捨て）により計算した利息相当額とともに払い戻します。 初回払込日から解約日までの期間が１年未満の場合 解約日における普通貯金利率 初回払込日から解約日までの期間が１年以上の場合 約定年利回り×６０％ （ただし，解約日における普通貯金利率を下限とします。）
１０．貯金保険制度（公的制度）	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第５１条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち，「無利息，要求払い，決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ，元本１，０００万円とその利息が貯金保険により保護されます。
１１．その他参考となる事項	・払込が遅延した場合には，満期日を遅延期間に相当する期間，繰り延べるか，又は当初契約時の店頭表示の年利回り（年３６５日の日割計算）の割合による遅延損害金をいただきます。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ・取扱期間は平成２０年９月３０日まで。